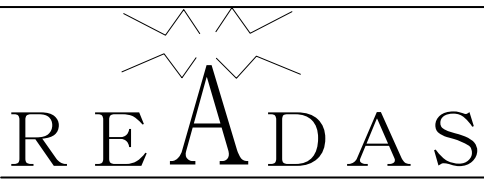


第 5140 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月 8日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー制度のスケジュール

Q：マイナンバーが来年から動き出すようですが、どのようなスケジュールになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーを導入することによって、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化が期待されています。

今後のおおまかなスケジュールは、次のようになっています。

- ①平成27年10月から
個人番号の通知及び法人番号の通知・公表
- ②平成28年1月1日から
番号の利用開始
 - ・所得税は平成28年分の申告書から
 - ・法人、消費税は平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ・法定調書は平成28年1月以降分から
 - ・平成28年1月1日以後に提出する扶養控除等申告書や配偶者特別控除申告書に個人番号を記載
- ③平成29年1月
 - ・平成28年分の源泉徴収票から個人番号を記載
 - ・平成28年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に個人、法人番号を記載

